

岩手県告示第 101 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 2 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 盛岡横手線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市材木町 12 番 11 地先内	新	m 43.8~22.0	m 38.5
	旧	32.0~22.0	38.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 2 月 15 日から同年 3 月 15 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 江刺室根線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町大原字下七切 29 番 3 地先から 421 番地先まで	新	A m 17.0~9.5	m 160.0
一関市大東町大原字稗ノ沢 25 番 7 地先から字町裏 134 番地先まで		B 48.5~11.6	1,120.0
一関市大東町大原字立町 39 番 2 地先から字町裏 16 番 1 地先まで		C 27.0~12.0	91.0
一関市大東町大原字下七切 29 番 3 地先から 421 番地先まで	旧	A 15.4~9.5	160.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 20 年 2 月 15 日から同年 3 月 15 日まで

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 397 号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区伊手字口沢 25 番 1 地先から字和野 199 番 4 地先まで	新	A m 14.4~8.5	m 755.5
		B 41.7~12.2	743.6
	旧	A 14.4~8.5	755.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成20年2月15日から同年3月15日まで